

港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社グリーバル（以下「乙」という。）は、令和2年4月1日付けで締結した「港区立亀塚公園等の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第50条に基づき、本協定の一部変更について、下記のとおり協定を締結する。

記

1 原協定書第5条の（9）松ヶ丘児童遊園のイ施設概要を次のように変更する。

（9）松ヶ丘児童遊園

ア 所在地 港区高輪一丁目11番1号

イ 施設概要 81.03平方メートル

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号

港 区

港 区 長 武 井 雅 昭

ⓐ

乙 港区芝一丁目12番7号

株式会社グリーバル

代表取締役 村 木 孝

ⓑ